

証明書発行依頼要領（その他メーカー用）

一般社団法人 日本レストルーム工業会

1. ご依頼に当たって

中小企業庁の経営強化法による支援 (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>) または「生産性向上特別措置法による支援 (<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)」のページを必ずご確認ください。

2. 対象製品について

当工業会が証明書を発行するのは、次の製品だけです。それ以外は発行しておりませんので、ご注意ください。

対象製品	生産性の項目
節水大便器※1 (温水洗浄便座一体形を含む)	洗浄水量※2
節水小便器※1	洗浄水量
温水洗浄便座	年間消費電力量※3

※1：洗浄水量が特定できないものは対象外

※2：大洗浄の使用水量

※3：省エネ法2012年度基準にて試算

3. 申請に必要なもの

1) 証明書

当工業会の「会員以外のメーカーの製品に関する証明書発行について」のページから、「①中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書(様式1)」をダウンロードし、記載例を参考に必要事項を記入、捺印して下さい(裏面には2枚目の「税制措置の対象設備に関する留意事項」を印刷して下さい)。なお、証明書は「設備型式(製品品番)毎」に必要です。

2) チェックリスト

同様に「②チェックリスト(様式2)」をダウンロードし、記載例を参考に必要事項を記載して下さい。

3) エビデンス資料(製品が証明書発行のための該当要件を満たすことを確認できる資料)

当該製品と1代前モデル※4につきそれぞれ用意下さい。また、「エビデンス資料説明書(エビデンス資料が何を確認するものか説明するもの)」も付けて下さい。詳しくは、1)2)同様にサイトの「③要件を満たすことを証明するエビデンス」の「エビデンス説明」から「証明書・チェックリストとエビデンス資料との関係について」をダウンロードして、ご確認ください。

※4「1代前モデル」

当工業会では、生産性の項目に関する指標数値の変更を伴うモデルチェンジをする前のモデルを指します。

4) 定額小為替(証明書発行手数料)

2,000円分の定額小為替を証明書発行手数料として申し受けます。受取人欄は空白のままとして下さい。なお「定額小為替料金」については、ご負担下さい。

5) 返信用封筒

証明書送付先の住所を記載し、280円分の切手を貼付して下さい(「特定記録郵便」にて発送します)。

4. 申請関係資料の送付先

上記3の1)～5)を次の宛先までお送り下さい。

〒461-0002 愛知県名古屋市中区代官町39-18 日本陶磁器センタービル2F
一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口宛

5. その他

資料を受領後、記載内容に不備がなければ、概ね1ヶ月以内に、発行手数料の領収書を同封の上、証明書を発行いたします。

以上